

合併建設計画「各論」などについて議論

第7回 新潟地域合併問題協議会

表2 独自の施策で合併後も存続するとした各種事務事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	放課後児童健全育成事業	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、白根市域に限定して、現行のとおりとする。
	ファミリーサポートセンター運営事業	白根市域に限定して、現行のとおりとする。ただし合併後、一定段階で有償ボランティアでの展開の可能性を含め検討する。
	生きがいデイサービス事業	白根市域に限定して、現行のとおりとする。
	敬老事業	白根市域に限定して、現行のとおりとする。

表3 合併後、一定期間、経過措置を設けることとした各種事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりとするが、助成額については福祉タクシー制度と調整する。ただし、期間経過までに、新たな制度を検討する。
	高齢者在宅介護支援センター運営事業	新潟市の制度に統一する。ただし、一定期間は現行のとおりとする。
	国民健康保険給付事業	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。
	健康診査・がん検診事業	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。
	歯科保健事業	新潟市の制度に統一する。ただし、保育園・学校等における歯科保健事業については、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。
	救急医療の体制	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。
	下水道事業受益者負担金の状況	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。

注 白根市では該当する制度はなく、合併後も制度を設けない事業として「コミュニティデイホーム事業」「重度心身障害者医療費助成事業」「総合健康診断事業」があります。

表4 一部事務組合等の取扱い（白根市関係分）

名称	調整案
白根地域広域事務組合	合併前日の終了をもって解散し、財産、事務及び職員は全て新潟市に引き継ぐ。なお、職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。
新潟県消防団員等公債組合	新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟県市町村職員共済組合	新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。ただし、その制度の内容については、今後検討する。
白根地域土地開発公社	合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
新潟地区消防応援協議会	新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町及び西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
中ノ口沿線消防応援協議会	合併の前日の終了をもって解散する。

表5 慣行の取扱い

項目	調整方針
消防出初式	新潟市の制度に統一する。ただし、各地域においても、必要に応じ出初式を実施する。

8月12日、本市や新潟市など13市町村で構成する任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」の第7回会合が新潟市で開催されました。

今回は、各種事務事業調整方針や合併建設計画について意見を交わしました。協議の結果は次のとおりです。



■一部事務組合等の取扱い
先回の協議会で調整中となっていたものなど、16の組織についての調整方針案（表4）が示され、方針案のとおり了承されました。

区分	項目数	
	独自	適用・統一
経過	19項目	148項目
合計	58項目	225項目

■各種事務事業調整方針案について
今回は住民生活に密着した各種事務事業227項目のうち、20項目について調整方針案が示され、すべて了承されました。（表1・2・3）
各種事務事業227項目のうち、第7回協議会までの提出項目数

■慣行の取扱い
これまで7項目のうち6項目が了承されていましたが、今回1項目について調整方針案（表5）が示され、方針案のとおり了承されました。

■新潟地域合併建設計画（各論）について
先回提案した合併建設計画各論の骨子を基に、具体的に内容を記述した各論の素案（表6）が示されました。併せて事業費総括表（表7）や計画に盛り込む建設事業原案一覧（表8・9）、財政計画の中間報告案（表10）が示され、内容について協議を行いました。

今後この素案を基に、委員からの意見や県が事業主体となる建設事業の協議状況を踏まえ、内容を整理した案を、次回の第8回協議会に示す予定です。

■その他
特別職の取扱いについて（報告）
会議の最後に、協議会長の篠田新潟市長から「特別職の取扱い」について報告がありました。内容については次のとおりです。

・13すべての市町村長において、黒埼方式（※新潟・黒埼合併の際、黒埼町長は特別参与となった）では市民の理解が得られないという共通の認識が確認された。

・基本的な方向として、12市町村長については失職後、各地域の声を市政に反映する意味から、地域審議会

の委員に就任することを原則とした。ただし、それぞれの個別の事情も考えられることから、市町村長、さらには市町村長以外の特別職の処遇も含め、関係市町村長で協議をして別途定めたい。

・次回の第8回協議会にて調整したものを提案する。

・関連する地域審議会の具体的内容についても、第8回以降の協議会で提案する。

表1 新潟市の制度に適用・統一とした各種事務事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	障害者紙おむつ支給事業	新潟市の制度を適用する
	高齢者等福祉バス運行事業	〃
	高齢者介護予防・生活支援事業	新潟市の制度に統一する
	地域子育て支援事業	〃
	妊産婦・幼児医療費助成事業	〃
住民生活	消防団の体制	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする

の委員に就任することを原則とした。ただし、それぞれの個別の事情も考えられることから、市町村長、さらには市町村長以外の特別職の処遇も含め、関係市町村長で協議をして別途定めたい。

・次回の第8回協議会にて調整したものを提案する。

・関連する地域審議会の具体的内容についても、第8回以降の協議会で提案する。